



日田市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 農業委員会事務局

措置の内容 : 別紙のとおり

令和2年5月27日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

井上 正一郎

## 定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p><b>【農業委員会事務局】</b></p> <p><b>○非農地証明書発行の事務について</b></p> <p>農業委員会事務局では、非農地証明書の発行事務を県の『現況証明書発行基準』に基づき行っているが、以下のことについて、発行基準に沿った処理がされていなかったため、今後は適正な事務に改められたい。</p> <p>①証明書の交付について</p> <p>非農地証明書の申請は『土地の所有者に限る』とされており、証明書は『申請者に交付するもの』とされているが、委任状のない土地家屋調査士等への交付が散見された。</p> <p>②証明書発行に際する関係機関への通知について</p> <p>非農地証明書を発行した際には、併せて県、市町村、法務局等関係機関に通知するものとされているが、通知がされていなかった。</p> <p>③発行簿の備付けについて</p> <p>非農地証明書の発行状況を記載する発行簿について、現況調査の期日等、記載要件の不備が見られた。</p>	<p><b>【農業委員会事務局】</b></p> <p>①証明書の交付については、「現況証明書（非農地証明書）発行基準要領」（平成 24 年 5 月 11 日施行）では、『土地の所有者のみ』と定められていますが、本人から依頼を受けた代理人に対し、委任状の提出を求めずに交付しているものがありました。今後は、本人以外の代理人に交付する場合は、必ず委任状を徴取いたします。</p> <p>②関係機関への通知については、「現況証明書（非農地証明書）発行基準要領」（平成 29 年 6 月 19 日改正）により新たに定められたものですが、その後の事務処理において見直しを行っていなかったため、通知しておりませんでした。今後は、発行基準要領に基づき、関係機関へ通知するとともに、同要領改正以後に非農地証明書を発行したものについても遡って通知いたします。また、今後、同要領の改正がある場合は、遺漏のないよう事務処理の徹底を図ります。</p> <p>③発行簿の記載要件については、「現況証明書（非農地証明書）発行基準要領」により定められ、同要領制定時に発行簿の様式を見直す必要がありましたが、これを行っておりませんでした。今後は、発行基準要領に基づき、発行簿に必要記載事項の枠を設ける様式変更を行い、事務の改善を図ります。</p>